

難病患者に対する県有施設の利用料金の減免についてのパブリックコメントにおける御意見及びそれに対する県の考え方等

- 1 意見募集期間 令和6年12月25日（水）から令和7年1月22日（水）まで
- 2 意見件数等 1件
- 3 意見区分等

区 分		内 容	件 数
A	御意見を踏まえて案を修正する	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正する場合	
B	御意見の趣旨を踏まえて取り組む	案の修正はしないが、御意見を踏まえて取り組む場合	
C	業務の参考とする	現時点では意見を計画や取組に反映することは困難だが、今後の参考とする場合	
D	原案のとおりとする	計画の修正に関わる意見だが、修正せず原案のとおりとする場合	
E	計画に記載済み	計画への記載についての意見だが、既に記載してある場合	1件
計			1件

4 御意見の内容及びそれに対する県の考え方

番号	御意見の内容	県の考え方
1	<p>現在心臓に疾患があり、月に2回通院をしています。バスや電車に乗りつぎ、遠方の病院にも行きます。ヘルプカードや、ゆずりあい駐車券は便利に利用させていただき、今のところ一人で活動もできています。</p> <p>見た目は健常者と変わらないが、すぐに息が切れてしまい休んでいます。難病患者の中でもみんなで悩みをワイワイ話すのが好きな方もいますが、自分は一人で美術館で座ってのんびり過ごすことで気分転換をしています。県立美術館や富士山ミュージアムもよく出かけます。家族に負担をかけず体調の現状を維持することを心がけています。</p> <p>先日きらめっせ沼津で行われた難病患者の座談会でも公共機関の運賃とか、県の施設で割引きとかあるといいねと話をしました。<u>付き添いは無理でも本人だけでも少し減免になると本当に助かります。</u>規則改正には是非検討いただけたらと思います。</p>	<p>E</p> <p>県立美術館やふじのくに茶の都ミュージアムでは、障害者手帳を所持している方が展示を観覧する場合、障害者に付き添って介護をしている者1人についても、観覧料の全額が減免されます。</p> <p>今回の規則改正で、障害者手帳を所持している方への利用料減免規定がある県有施設において、指定難病患者に対しても障害者手帳所持者と同様の減免を行うこととなります。令和7年4月以降は、指定難病患者本人及び付き添い介護する方1人も全額減免の対象となります。</p> <p>この取組のほか、県では、難病患者が障害者手帳の所持者と同様のサービスが受けられるよう、取り組んでまいります。</p>